

北広島町農業委員会第32回総会議事録

事務局 (第32回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局 (事務局報告)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

15番 2月17日に譲渡人、譲受人と面談し現地調査を行いました。譲渡人は体調を崩されており耕作ができない状態であります。申請地は譲受人宅より近く隣接農地も耕作されていることから譲り受けることとなりました。譲受人は高齢ですが兄弟と協力しながら現在も農業を行っています。機械等も装備されておられることから3条に係るすべての要件は満たしていると考えますので、許可相当と判断しました。

会長 それでは質疑に入ります。番号1番についてご意見ご質問等はありませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

21番 譲渡人は高齢であることから存命のうちに農地を長男へ生前贈与されるそうです。引き続き一家で農業に励むということです。3条にかかる要件については何ら問題ないと考えますので、許可妥当と判断しました。

会長 番号2番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はありませんか。

6番 経営規模面積と譲渡す面積の差は孫に贈与されたのか。

事務局 5949は宅地周りで現況は宅地及び5898-2については分筆されており宅地等にされ
と思われ
ます。そのため、この2筆を除いたものを生前贈与されるものと思われ
ます。

会長 他にありませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良
いと思
われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番につ
いて事
務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

10番 内容につきましては摘要欄のとおりです。2月18日に現地調査いたしまいたが譲渡人
は市内
におられますので電話で確認いたしました。譲渡人は長年病気でありまして農地
の維持
管理ができないことから譲受人へお願いしたところ、今回、譲り渡すことにつ
いて協
議がまとまったとのことであります。労働力、機械機具はすべて備えており、地
域とし
ては荒廃農地の解消につながり、また、周辺農地への悪影響もありません。この
こと
から3条にかかる許可要件は満たしていると思われ
ますので、許可相当と判断しま
した。

会長 番号3番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

3番 譲受人が自ら耕作するのか、それとも他の者が耕作するのかその辺の実態はどうな
って
いるのか。

10番 譲受人自らの耕作は若干難しい部分はありますが、兄弟がおられるし従業員を使
って
耕作はされます。また、水稲はもちろんですが野菜も作付されており病院に提
供され
ています。

会長 農業に従事することも大事ですが、農業経営も必要であり農業経営者として携
わっ
ているという部分での判断が必要ではないかと思
います。
他にありませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可
して良
いと思
われる委員の方は挙手をしてください。

- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 16番 譲渡人は高齢であり、現在申請地は認定農業者に預けておられます。また、譲受人は申請地より離れていることから譲り受けた後も同じく認定農業者に預けるとのことです。周辺の農地は、ほ場整備されており特に農地への悪影響はありません。このことから3条にかかる要件について何ら問題ないと考えます。
- 会長 番号4番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。
- 職務代理者 譲受人は農機具を持っているのですか。
- 16番 農機具はあまり持っていないと思います。農業経営規模の2471㎡は畑であり作付はされていますが、申請地については、預けるとのことです。
- 20番 現在は認定農業者に耕作してもらっているのだから、今のままでいいのではないか。
- 16番 譲受人が申請地を譲ってほしいと希望している。
- 20番 なぜ取得したいのかそのことが理解できない。
- 16番 3反以上にして作りたいという意味はあるようです。
- 20番 農業経営規模の2471㎡はどこに持っておられるのか。
- 16番 新庄地区に持っておられます。
- 1番 今まで耕作したことはないという話であったのですが、条件はそろっているし、譲受人も耕作するということでした。
- 20番 農地法上では問題があるのではないか。
- 会長 農地を取得した場合は、3年は耕作をしなければならないとあります。貸しはがしがない様預かっている者が不利益を被らないように特別にいいだろうという流れがありますが、そうした面から言うと取得していずれ耕作すると言うものを、そうではないでしょとはなかなか言えない部分がある。その中での判断を求められています。
- 14番 そうは言っても譲渡人が15664㎡持っていて経営規模を縮小するのであればもう少し縮

小しないと不自然ではないか。何か目的があるのではないか。また、新庄地区からこの1筆だけ作りに来るのも不自然な感じがする。

15 番 昨年の11月か12月に不動産目的での相談がありましたが、1種農地であるので難しいと返答した。

7 番 譲受人は農機具を持っていないとのことであるが、そのへんの条件を知らずにただ農地を買えばいいと言う認識であればそのことの説明をし、要件をクリアしないといけないのではないか。

3 番 申請書の中で農機具の保有状況が書いてあるのかどうか報告していただいて、そこから判断するしかないのでは。

事務局 軽バン1、他小農具一式となっています。

会長 労働力については、どうですか。

事務局 奥様と本人で、農地の取得後はソバの栽培をされています。

会長 いろいろ委員より農機具の問題であるとか出ております。そう言うところで疑義がありますので、保留として一か月の間にどのようなものをどのようにして作るのか詳しい計画書を示してもらおうと言う方法もあります。このままでは、許可は難しいと思います。

委員 それがいいと思います。

会長 保留ということではいかがでしょうか。異議はありませんか。

委員 異議なし

会長 それでは番号4番につきましては保留とします。却下ということではありませんので、必要な調査をしっかりと行っていただいて、次回の総会で説明できるようにしてください。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

1 番 内容については摘要欄のとおりです。譲受人は譲渡人が所有する倉庫と合わせて今回の申請地を譲り受けることとなりました。機械、労働力、技術、面的集積の分断はないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可申請にかかる要件はすべて満たしていると考えます。

会長 番号5番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

14 番 4番案件と同じように摘要欄に高齢のため・・・とあるが経営規模が6680㎡あって

譲渡するのが 402 m²位では耕作困難の対象にはならないと思う。

- 1 番 譲受人には息子さんがおられ農業をされているので、耕作については問題ありません。
- 15 番 14番委員は 402 m²だけ譲渡するのは耕作困難には当たらないと言っている。
- 会 長 双方の協議が整ったので売買に及ぶ、でよいのではないか。
- 9 番 これは譲渡人が宅地を譲渡すときに、合わせて申請地も買ってもらいたいと言われたと聞いている。
- 会 長 委員から指摘があったように譲渡人の歳が高齢だから高齢で耕作困難とかいう理由づけをしないよう今後注意喚起していただくよう事務局にお願いします。
他にありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手多数)
- 会 長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 3 番 聞き取り調査によりますと以前から譲受人ともう一方とで共同で耕作されていたそうです。また、411-1、411-2につきましても、草刈り等はされておらず荒れている状況でございました。譲受人は家族4人で必要な農機も所有し専業農家として経験も十分、労働力もある状況で、申請地の466-1、467-1についてはこれまでも耕作されていることから現状と同じで地域調和には何ら問題はありません。したがって以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべての条件を満たしていると考えます。
- 会 長 番号6番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号 7 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

3 番 この案件につきましては、2月18日に15番委員と供に申請人宅を訪問し、聞き取り調査をし、その後現地調査をしました。転用目的が宅地拡張となっておりますが自動車置場ということを申請人も言っておられました。申請人は事業を拡大したいこともあり、展示場を兼ねて自動車置場として利用するため今回の申請に至ったとのこと。申請地の左右は宅地であり道路と宅地に挟まれこだけ農地として残っていた状況です。北側、西側には水路がありますが何ら影響はありません。第3種農地であり原則許可であることから許可を妨げる理由は状況からしてないと考えます。

会 長 それでは番号 7 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 7 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 8 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

9 番 申請地は住宅を建替えた時に車庫も建てられたものですが、申請地が畑となっていることに気付かずそのまま車庫を建てられ現在まで利用されております。そのため始末書も添付されており許可相当と判断しました。

会 長 それでは番号 8 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 8 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号9番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

9 番 申請地は、ほ場整備前に倉庫を建てられていました。転用をせずに建てられておりましたので、今回始末書を添付しての申請となっております。周辺への影響は全くありませんので、許可相当と判断しました。

会 長 それでは番号9番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

3 番 今、このタイミングで申請に至るということは、それなりの何か状況、理由があるのか。

9 番 それは特に聞いておりませんが、ほ場整備前に建てられたということです。

3 番 それでは、申請人が今回気付かれて申請されたということですか。

9 番 そうだと思われませう。

会 長 他にありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号10番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

9 番 2月18日に現地調査をしました。連絡は施工業者にしか取れなかったため業者に聞き取りをしましたが、敷地には防草シートを施工し太陽光発電設備を設置するとのことでした。隣接する農家の方には計画についての協議はあったそうです。このことから許可は妥当ではないかと思われませう。

会 長 それでは番号10番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

会 長 申請人の方は、元々大朝の方ですか。

9 番 そうではありません。

- 3 番 近隣の方に話はあったということですが、パネルの向きによっては光あるいは熱中症に罹ったりという新聞記事が出ていましたが、今回設置のパネルの向きはどうか。
- 9 番 パネルの向きは宅地の真反対に向くようになりますので、そのような懸念はないと思います。また、高さが宅地と申請地とでは2 m位さがありますし、設置する場所が低くなります。
- 会 長 他にありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号11番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 1 番 内容は摘要欄のとおりで、始末書添付となっています。申請地は宅地に隣接した土地であり以前倉庫を建て現在まで利用しておられます。手続きが必要であることを知らずに現在まで至っていたとのこと。そのため、今回始末書を添付しての申請に及んだものです。以上のことから許可妥当と判断しました。
- 会 長 それでは番号11番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。
- 3 番 今回どうしてこのような案件が上がってくるのか。これは本人申請か代理申請かどちらですか。
- 1 番 息子さんと一緒に作成されたと聞いています。
- 3 番 たまたま何らかの建物を建て変える時点での準備の段階で判明したという状況であるのか、何もなくて気が付いたから今回申請しようとなったのか、そのきっかけは何か特別な理由があるのですか。
- 事 務 局 摘要欄に書いてございませんが、機構集積協力金の関係で残った農地を整理されたということです。他にも農業用倉庫等何件か今回の申請にはございます。
- 会 長 他にありませんか。
- 委 員 (異議なし)

- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし（挙手全員）
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号12番及び番号13番については関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 （議案を読み上げる。）
- 9 番 1件倉庫のほうに始末書が添付されていますが、これは12番案件を申請する時に倉庫が建っているのに転用をしていなかったとのこと。調査時申請人と会いましたが申請人はその場所が畑であることを知らなかったとのこと。位置図で言いますと4466-2に倉庫が建っており、その左側に畑がありハウスが建っています。その横に四角な土地がありますがそこに墓地を建てたいとのこと。以上のことから許可相当と判断しております。
- 会 長 それでは番号12番及び番号13番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。
- 会 長 申請人のご自宅は、今は？
- 9 番 申請人の自宅はバイパス工事ではありません。申請人は元々野菜苗を生産される方で、現在も通って野菜苗を作られています。
- 会 長 他にありませんか。
- 委 員 （異議なし）
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番及び番号13番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし（挙手全員）
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号14番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 （議案を読み上げる。）
- 9 番 内容については摘要欄のとおりです。ほ場整備の時車庫前が畑となり進入路がなくなったことから、アスファルト舗装をし利用していたとのこと。中間管理機構の申請時に調査したところ、このことが判明したそうです。この進入路がないと車庫への出入りができないことから、今回始末書を添付しの申請に至ったそうです。以上のことから許

可相当と判断しました。

会 長 それでは番号14番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

3 番 集積関連というのは。

9 番 中間管理機構へ全て預けます。そのため整理をされています。

会 長 集積関連の場合は、集積関連が分かるよう摘要欄に記入願います。

事務局 はい、わかりました。

会 長 他にありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会 長 関連がありますので番号15番、番号16番、番号17番について一括して事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

7 番 2月18日に16番委員、譲渡人を代表して番号15番案件の譲渡人とで現地にて水路、進入路等の確認をしました。15番案件については第1種農地となっていますが、農地法施工規則第35条第4号にありますように、第1種農地の不許可の例外に該当し、休憩するための椅子が14席設けられ大型車が駐車できるスペースも確保されています。また、店舗の面積も250㎡以下となっていますので、不許可の例外に該当すると思われます。現地確認後16番案件の譲渡人の自宅を訪問し確認を取りました。また、17番案件の譲渡人には2月14日に電話で確認し了承されていました。譲受人にも2月14日に電話で確認いたしました。譲渡人においては高齢で管理が困難になりつつあること、また、遠方に居住され管理が困難であるため、地域の店舗も減少していることからこうした店舗ができれば地域のためにもなると思い今回の申請に及んだとのことです。以上のことから、許可相当と判断しました。

- 会 長 それでは番号15番、番号16番、番号17番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。
- 1 番 1種農地の不許可の例外とは。
- 7 番 原則としては第1種農地は不許可であります。休憩所いわゆる休憩するための椅子が10席以上、店舗の面積が250㎡以下で大型車が駐車するスペースを備えており、大型車が利用できることを前提としたものです。
- 3 番 残地がかなりあるように見受けられるが。
- 7 番 隣接する農地所有者からの要望で、迷惑がかからない様残地を残したとのこと。
- 14 番 交差点が近くにあるが、出入りについて危険ではないか。
- 会 長 全国展開されており、全国各地で出店をされておりますのでその当たりのノウハウは十分お持ちだと思いますので、その辺の心配はないと思います。
- 会 長 他にございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号15番及び番号16番及び番号17番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 農業用施設転用届について

- 会 長 番号18番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる)
- 1 番 内容については摘要欄のとおりです。申請人の自宅横ですが、すでに農業用倉庫が建っております。周辺農地等への営農にかかる支障は見受けられません。自分の土地であることから利用目的に制限があることを知らなかったとのことでもあります。申請地にはすでに建っていることから、始末書を添付して申請であり受理はやむを得ないと考えます。
- 会 長 それでは、番号18番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

- 3 番 この案件は施設転用届で番号11番案件は農地法でとっていますが、どのような経緯があるのですか。
- 事務局 機構集積協力金の支所担当者が農地の整理をした際に、当該地番が整理されていないことが判明したため、申請人に対し申請のことについて説明をしたところです。
- 会長 他にありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号18番について農業用施設転用届を受理することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。続いて番号19番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる)
- 9 番 先ほどの案件と同様ですが、これも機構集積協力金関連で既に農業用倉庫は建っております。始末書も添付されていることから受理相当だと思います。
- 会長 それでは、番号19番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号19番について農業用施設転用届を受理することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。

議案第5号 非農地証明申請について

- 会長 番号20番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 17 番 2月16日に18番委員と代理人の行政書士と共に現地確認をしました。積雪がありまして細かい確認はできませんでしたが、事前写真による確認を実施しました。現在原野

化はしておらず草刈りはされており、耕作はしていないが鳥獣被害防止のため柵が張り巡らされています。申請地の周りは全て原野となっていることから近辺に合わせたいとのことで、今回の申請になったそうです。申請内容は妥当であり受理妥当と判断しました。

- 会 長 それでは番号20番について質疑に入ります。ご意見ご質問等お願いします。
- 3 番 写真はあるのですか。説明で原野化はしていない。草刈りはしてある状況とあったが。
- 17 番 写真は撮っています。周りが原野となっており段々畑となっていますが、申請地だけが畑として残っています。ですので、荒れていないだけでほとんど原野に近い状態です。もちろん30年近く耕作はされていません。
- 3 番 山林化しておる、あるいは30年ぐらいの木が立っている場合がこれまでは多かったように思うが、草は刈って一定の管理をしてあっても非農地としていいのかどうか全体確認が必要ではないか。
- 17 番 おそらくこの申請に至る段階で草刈りをされたのだと思います。
- 3 番 太陽光ということも選択肢にあるということであれば脱法行為のような感じがするのですが。
- 17 番 太陽光の計画がないとわざわざ申請はされないと思いましたので、将来的に計画があるので付け加えて説明させてもらいました。
- 3 番 この申請の方法が正しいのか、このことが前例になれば草を刈って山林化もしていない木も立っていないけども周辺がということだけで20年以上経っているだけで、太陽光の計画があるのにこのまま通していいのか、申請の方法に若干の疑念があります。本来の手続きからは外れているのではないか。
- 17 番 現場を見た限り急斜面であり境界が分からない様な状態でありまして、農地調査の時もこのまま残っていきますので、それより地目を変えてもらって管理してもらえればいいのかと思います。このままですと間違いなく山林化します。
- 会 長 4条又は5条で申請する案件なのに非農地にすれば縛りがかからずクリアできるということが通るようではいけないということを心配されておるところです。
- 14 番 非農地証明を出すベースをきちんと決めておかないといけない。
- 会 長 基準を緩めるのではなく、基準通りに進めるべきであり誰が見ても農地ではないと判断できるものではないか。また、地目変更をする場合は法務局が現地調査をされるので現地がきれいであれば非農地証明を発行した農業委員会が困ることになる。実態が大事で

ある。
他にありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決してよろしいですか。

委 員 異議なし

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号20番について非農地証明を発行することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手多数)

会 長 挙手多数です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。しかしながら、それ以外の委員が挙手をされなかったことも鑑みまして担当委員としては今年の春にすぐ着工しない様指導願います。続いて番号21番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

16番 申請人は現在、海外に行っておられますので連絡が取れません。2月18日に7番委員と共に現地確認しました。3292-1は法面、3685-1、3686は松及び雑木が立っておりますが、3690-1、3692につきましては草刈りをし管理もされていまして。申請人が3月上旬に帰ってくるとのことですので、本人立ち会いの元で判断しようと思っておりますので、今回は保留にさせていただければと思います。

会 長 いまお聞きのように事前調査が不十分とのことであって、申請人の意思の確認等々もあってもう少し時間をいただきたいとのことでもあります。

会 長 それでは、担当委員と7番委員とで再調査ということをお願いします。

議案第6号 農用地利用集積計画について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

議案第7号 農業振興地域整備計画の一部変更について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

会 長 農振除外については今後4条、5条、非農地証明の申請が出てくる可能性がありますのでよろしくをお願いします。また、編入については中山間等の補助事業にかかわることもあります。

会 長 ご意見ご質問はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩